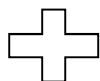


相談支援専門員の要件

①実務経験

障がい児者等の保健・医療・福祉・就労・教育の分野における相談支援業務・直接支援業務等
(3～10年)



②研 修

以下のイ又は口の相談支援従事者初任者研修等を修了していること

- イ 相談支援従事者初任者研修
(31.5時間、大阪府では5日課程として実施)
(平成18年4月1日以降に実施されたもの)
- ロ 障がい者ケアマネジメント従事者研修
(都道府県又は指定都市が実施)
(平成18年9月30日までに実施されたもの)



初任者研修の「障害者自立支援法の概要及び相談支援事業従事者の役割に関する講義」のみを行う研修
(6.5時間、大阪府では1日課程)
(平成18年10月1日から平成24年3月31日までに実施されたもの)

さらに

初任者研修を修了した翌年度を初年度とする5年度ごとの各年度末日までに、相談支援従事者現任研修を修了していること

相談支援専門員
として配置

【相談支援専門員について定めている法令】

「指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成24年3月30日厚生労働省告示第225号)

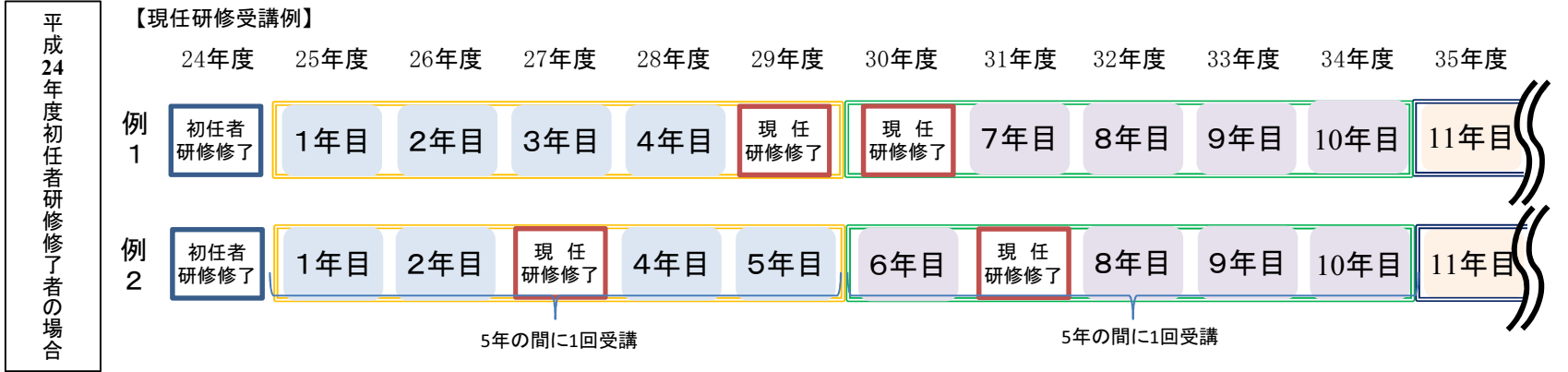
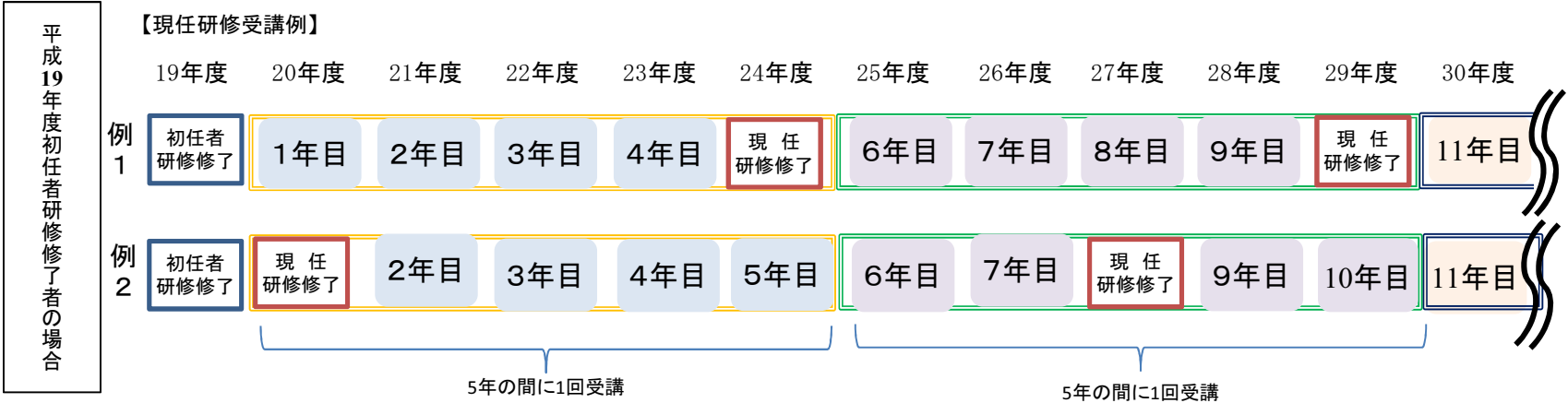
「指定地域相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成24年3月30日厚生労働省告示第226号)

「指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成24年3月30日厚生労働省告示第227号)

相談支援従事者現任研修受講のイメージ

相談支援従事者現任研修は、相談支援従事者初任者研修（5日課程）又は相談支援従事者初任者研修（1日課程）を修了した翌年度を初年度とする5年度ごとの各年度末日までに、修了する必要があります（1日課程については、障がい者ケアマネジメント従事者養成研修修了者に限ります）。

例えば、平成19年度に、相談支援従事者初任者研修（5日課程）又は相談支援従事者初任者研修（1日課程）（以下「初任者研修（5日課程）等」といいます。）を修了した方で、平成25年度から平成29年度までの間において、相談支援専門員として従事するためには、平成20年度から平成24年度までの間に相談支援従事者現任研修を修了する必要があります。平成24年度までに現任研修を修了しなかった場合は、改めて初任者研修を修了しなければなりません。



※平成19年度初任者研修修了者のうち2回目の現任研修を修了していない方、平成24年度初任者研修修了者のうち1回目の現任研修を修了していない方は、平成29年度中に現任研修を修了しなければ従事要件をみたさなくなります。